

◇届出に添付する図書について

届出に添付する図書は、砺波市景観まちづくり条例第11条に基づき、視覚的な表現方法により景観の変化を示した図その他規則で定めるものとし、次のとおりとする。

砺波市景観まちづくり条例施行規則

別表第1（第2条関係）

行為の種類	図 書
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転	(1) 当該行為を行う敷地における植栽状況、外構施設、塀等を表示する図面又は写真 (2) 当該行為を行う建築物又は工作物の寸法、間取り等を表示する図面* (3) 当該行為を行う建築物又は工作物の外観仕上げ材料及び色彩を表示する書類
2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	(1) 当該行為を行う建築物若しくは工作物の寸法等を表示する図面又は写真 (2) 当該行為を行う建築物又は工作物の外観仕上げ材料及び色彩を表示する書類
3 開発行為若しくは土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	(1) 当該行為を行う土地の区域及び周辺の状況を表示する図面並びに写真 (2) 当該行為の設計図又は施行方法を明らかにする図面
4 樹木の伐採	(1) 当該行為を行う樹木の位置、種類、高さ及び数量を表示する書類 (2) 周辺の状況を表示する図面又は写真

* 1（2）の当該行為を行う建築物又は工作物の寸法、間取り等を表示する図面とは、建物等の位置図（住宅地図写し等）、配置図、平面図及び立面図をいう。

* 上記のすべての行為について、配慮や工夫されていることを確認するために、「砺波市景観まちづくりの基準及び配慮事項（チェックシート）」をご記入のうえ、添付願います。